

令和7年第4回（12月）定例会
議案説明
(追加分)

令和7年12月16日

議案番号	件名	ページ
議案第106号	令和7年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について	1
議案第107号	山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	1

それでは、ただ今上程されました諸議案について御説明いたします。

議案第 106 号及び議案第 107 号は、議員の期末手当に関する補正予算及び条例の一部改正であります。

議員の期末手当の率は国会議員に準ずることとなります、その根拠となる特別職の職員の給与に関する法律の改正案が令和 7 年 12 月 8 日に国会に提出されたことから、本市においても国に準じて所要の改正を行うものであります。

議案第 106 号は、令和 7 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の改正に伴い議員の期末手当を調整するための補正であり、歳入歳出それぞれ 43 万 5,000 円を追加し、予算総額を 374 億 9,815 万円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、繰入金 43 万 5,000 円を増額し、次に歳出については、議会費において議員期末手当の調整として 43 万 5,000 円を増額しております。

議案第 107 号は、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正であります。

これは、特別職の職員の給与に関する法律の改正内容を踏まえて、本市についても国に準じて、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、期末手当について、現行の年間 3.45 月から 0.05 月分引き上げ、年間 3.5 月の支給とするもので、令和 7 年 12 月分から適用することとしています。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。